上天草市ふるさと応援寄附金

控除計算式のイメージ



✢控除の計算式

ふるさと納税寄附額のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり所得税・個人住民税から税額控除されます。

①所　得　税・ ・・・・・・（寄附額－2,000円）×所得税率［0～45%］

②個人住民税（基本分）・・・（寄附額－2,000円）×10％

③個人住民税（特例分）・・・（寄附額－2,000円）×（100%－10%－所得税率［0～45%］）

　→　①・②により控除できなかった額を、③により全額控除（所得割額の２割を上限）

計算式

✢モデルケース

＜ 年収 ３５０万円／夫婦子１人(高校生)／所得税率 ２０％／寄附額 ３０，０００円 ＞の場合

① 所得税額 ・・・・・（30,000円－2,000円）×20％＝5,600円

② 住民税（基本分）・・（30,000円－2,000円）×10％＝2,800円

③ 住民税（特例分）・・（30,000円－2,000円）×（100％－10％－20％）＝19,600円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **寄附金額　３０，０００円** | | | |
| *控除対象外*  *２，０００円* | 寄附金控除対象額 ２８，０００円〈①＋②＋③〉 | | |
|  | 個人住民税控除額計 ２２，４００円〈②＋③〉 | | ①所得税の控除  (30,000-2,000円)×20%  **＝５，６００円** |
| ②住民税（基本分）  (30,000円-2,000円)×10%  **＝２，８００円** | ③住民税（特例分）  (30,000-2,000円)×70%  **＝１９，６００円** |

※所得税率は年収により0～45%の間で変動します。

なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となります。

※対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額の30%が限度です。

※ワンストップ特例制度を利用される方は、住民税から控除されます。（所得税控除分相当額を含める）